

令和 8 年 9 月

従前の加盟店の皆様へ

〒530-0047 大阪市北区西天満 4 丁目 6 番 19 号

北ビル 2 号館 504 号室（破産管財人室）

破産者 株式会社 全東信

破産管財人 弁護士 印 藤 弘 二

クレジット売上金の未精算分に 関する今後の取扱いについて

冠省

破産者株式会社全東信（大阪地方裁判所令和 8 年（フ）第 3500 号破産事件。以下「全東信」といいます）の従前の加盟店（以下「加盟店」といいます）の皆様に対し、全東信の提携先であった下記クレジットカード会社 6 社（以下「支払カード会社 6 社」といいます）の取扱いカードに係る売上金のうち未精算となっているもの（以下「未精算売上金」といいます）について、今般、所定の確認手続を経た金額の支払いが実施できる見込みとなりましたので、次のとおりご案内いたします。

なお、株式会社クレディセゾン（以下「クレディセゾン」といいます）の取扱いカードに係る未精算売上金の取扱いにつきましては、後記 2（1）をご参照ください。

記

〈支払カード会社 6 社〉

- ① ユーシーカード株式会社
- ② 株式会社ジェーシービー
- ③ 三菱 UFJ ニコス株式会社
- ④ 三井住友トラストクラブ株式会社（ダイナースクラブカード）
- ⑤ 三井住友カード株式会社
- ⑥ イオンフィナンシャルサービス株式会社

1 クレジット売上金の新たな取扱い方針

支払カード会社 6 社の取扱いカードについて、各社のご協力により、加盟店の皆様の未精算売上金を、下記要領にてお支払いできる見込みとなりました。

なお、従前お知らせしていたクレジット売上金の取扱い方針（本書面末尾「ご参考」欄）は、この取扱いにより一部変更することとなります（後記 2（2）を参照ください）。

記

（1）支払対象となる未精算売上金

支払カード会社 6 社の取扱いカードによる未精算売上金（但し、各社所定の確認手続を経た支払対象額から所定の手数料を控除した額）

詳しくは、令和 8 年 7 月 6 日の全東信の破産手続開始の前後を問わず、同年 7 月 1 日以降、同月 31 日までの間に発生した売上金及び同年 6 月以前に発生した未精算売上金のうち各社所定の確認手続を経た金額が、支払い対象となる予定です。

(2) 支払の予定

令和8年10月30日頃を予定

(支払日が決まりましたら、改めて全東信ホームページ上でご案内します)

※ 全東信ホームページ URL : <http://www.zentoshin.com/>

(3) 支払の方法

支払の方法は、支払カード会社6社が資金を準備し、全東信破産管財人が管理する全東信の支払システムを利用することにより、加盟店の登録済み受取口座に送金して実施する予定です。

ただし、口座情報の不備その他の事情により上記方法で送金できないときは、別途必要な確認を行うことがあります。

(4) 振込明細書の郵送

上記支払後、全東信破産管財人より、所定のお振込明細書を別途郵送する予定です。

2 その他のご留意事項

(1) クレディセゾンの取扱いカードに係る未精算売上金について

全東信の従前の提携先であったクレジットカード会社のうち、クレディセゾンの取扱いカードによる未精算売上金については、上記1の支払対象には含まれません。

ただし、クレディセゾン取扱いカードによる未精算売上金についても、上記1(1)同様、同社所定の確認手続を経た金額から所定手数料を控除した金額が、同1(2)の支払日と同時期に支払われる予定です。

なお、その支払方法は上記1(3)とは異なり、クレディセゾンから支払対象となる加盟店の皆様に対する個別の支払いとなる予定です。

詳しくは、別途クレディセゾンから支払対象となる加盟店の皆様にご案内があるとのことであり、その際には全東信ホームページ上でもご案内します。

(2) 破産手続への参加について

破産手続開始前に発生した未精算売上金について、上記支払いがありますと、当該支払部分に係る破産債権の届出その他破産手続に参加する必要はなくなります。

よって、上記支払いのあった売上金につき、今後、加盟店の皆様に対し破産手続に関する個別のご案内はいたしません。

(3) 今後のご案内

その他、加盟店の皆様の新しい取扱い等が決まりましたら、随時全東信ホームページ上でご案内しますので、ご参照ください。

以 上

【破産管財人室のご案内】

破産者 株式会社全東信 破産管財人室

〒530-0047 大阪市北区西天満 4 丁目 6 番 19 号 北ビル 2 号館 504 号室

電 話：06-6355-8720

受付時間：10:00～12:00、13:00～15:00（土日祝日を除く）

※ 本年 8 月 17 日より破産管財人室が移転し、電話番号・受付時間を変更しています。

【ご参考】

（クレジット売上金の取扱いに関する従前のご案内）

全東信の破産手続開始により、加盟店と全東信との間のクレジットカード決済代行及びこれに付帯する一切のサービス（以下「本件サービス」といいます）は中止します。

破産手続開始までの間にご利用いただいた本件サービスに係るクレジット売上金のうち、破産手続開始までに全東信からの立替支払を受け取られていない売上金は、法律上、破産手続における破産債権として取り扱われ、従前全東信がお約束していた期限に弁済することはできません。

上記売上金に対する破産手続上の配当（通常の場合、割合的な弁済です）が見込める可能性が生じた段階で、改めて破産債権届その他必要な手続をご案内します。